

重症化予防（国保・後期広域）ワーキンググループ 開催要綱

1 趣旨

平成27年6月30日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」では、「全ての国民が自らがんを含む生活習慣病を中心とした疾病の予防、合併症予防を含む重症化予防、介護予防、後発医薬品の使用や適切な受療行動をとること等を目指し」や、「健康増進、重症化予防を含めた疾病予防、重複・頻回受診対策、後発医薬品の使用促進等に係る好事例を強力に全国に展開する。」とされるなど、生活習慣病の重症化予防等の取組を促進することが求められているところ。

また、同年7月10日に開催された日本健康会議において採択され、「健康なまち・職場づくり宣言2020」の中で、「かかりつけ医等と連携して生活習慣病の重症化予防に取り組む自治体を800市町村、広域連合を24団体以上とする。その際、糖尿病対策推進会議等の活用を図る。」とされたところ。

そこで、多くの市町村及び広域連合が生活習慣病の重症化予防に取り組むことが出来るよう、好事例の収集・検証や、取組にあたっての課題を整理する等の具体的な検討を行うため、厚生労働省保険局長が、保険者、医療関係者及び学識経験者の参集を得て、本ワーキンググループを開催する。

2 検討課題

- (1) 生活習慣病の重症化予防に関する取組の推進について
- (2) その他

3 構成員

ワーキンググループの構成員は、別紙のとおりとし、うち1名を座長とする。厚生労働省保険局長は、より幅広い見地からの検討が可能となるよう、ワーキンググループの意見を踏まえて、必要に応じ、構成員を追加するとともに、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

4 その他

- (1) 運営にかかる庶務は、厚生労働省健康・生活衛生局健康課の協力を得て、厚生労働省保険局国民健康保険課と高齢者医療課が連携して行う。
- (2) 率直な意見の交換を確保する必要があることから、会議を非公開とする。可能な範囲で資料を公表し、議事要旨を作成する。
- (3) この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、会議において定める。

附則

この要綱は、平成27年11月9日から施行する。

この要綱は、令和6年1月9日から施行する。

(別紙)

重症化予防（国保・後期広域）ワーキンググループ 構成員

- | | | | |
|----|-----|-------------------|-------------------------|
| 青木 | 一広 | 神奈川県後期高齢者医療広域連合 | 事務局長 |
| 池田 | 俊明 | 公益社団法人国民健康保険中央会 | 常務理事 |
| 植木 | 浩二郎 | 一般社団法人日本糖尿病学会 | 理事長 |
| 柏原 | 直樹 | 川崎医科大学腎臓・高血圧内科学講座 | 特任教授 |
| 加藤 | 絵里子 | 埼玉県保健医療部健康長寿課 | 課長 |
| 小西 | 直美 | 滋賀県豊郷町医療保険課 | 課長 |
| 近藤 | 広之 | 新潟県燕市健康福祉部保険年金課 | 課長 |
| 茂松 | 茂人 | 公益社団法人日本医師会 | 副会長 |
| 下浦 | 佳之 | 公益社団法人日本栄養士会 | 専務理事 |
| ○ | 津下 | 一代 | 女子栄養大学 特任教授 |
| | 長津 | 雅則 | 公益社団法人日本薬剤師会 常務理事 |
| | 中野 | 夕香里 | 公益社団法人日本看護協会 常任理事 |
| | 深谷 | 茂喜 | 一般社団法人全国国民健康保険組合協会 常務理事 |
| | 宮田 | 俊男 | 早稲田大学理工学術院 教授 |
| | 森山 | 美知子 | 広島大学大学院医系科学研究科 教授 |
| | 山本 | 秀樹 | 公益社団法人日本歯科医師会 常務理事 |
| | 綿田 | 裕孝 | 日本糖尿病対策推進会議 常任幹事 |

(五十音順、敬称略)

○は座長